

# 船橋市の特定建設作業実施届出は

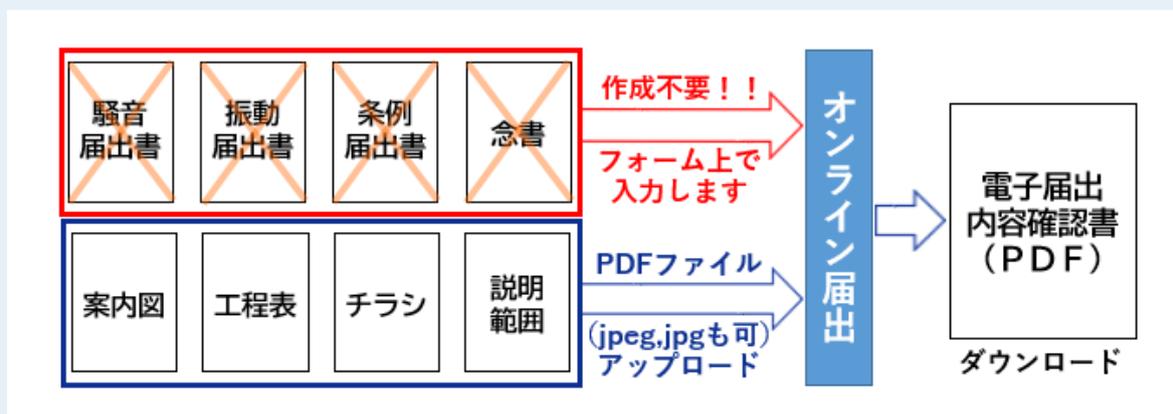
# オンライン届出ができます！

「船橋市オンライン申請・届出システム」を検索

船橋市オンライン申請

検索

- ・ 24 時間 365 日届出可能です（届出期限は作業開始 8 日前の 23 : 59 まで）。
- ・ パソコン・スマホ・タブレットから届出可能です。
- ・ 届出書の記入不要です！フォーム上で入力し、添付書類をアップロードします。
- ・ 副本の代わりとなる「電子届出内容確認書」等をダウンロードできます。



届出イメージ図

## ●オンライン届出可能な手続き

### 特定建設作業実施届出

#### 添付書類

- ① 案内図
- ② 工程表
- ③ チラシ
- ④ 近隣説明範囲
- ⑤ その他必要な書類※

※道路使用許可を受けて行う夜間作業等の場合  
→道路使用許可書 等



### 特定建設作業の

### 実施期間の変更届出

※元の届出の実施  
期間内に要届出。

#### 添付書類

- ① 元の届出書 or 電子届出内容確認書
- ② 変更後の工程表
- ③ 変更に伴い再配布したチラシ
- ④ その他必要な書類※



お問い合わせ先 船橋市役所環境保全課 大気・騒音係

TEL : 047-436-2452 FAX : 047-436-2446

E-Mail : kanyohozen@city.funabashi.lg.jp

## オンライン届出の流れ

- ① 「船橋市オンライン申請・届出サービス」にアクセスし、ログインします。



初回利用時に利用者登録をしてください。登録後、ログインをしてから届出を行います。

- ② 「手続き申込」の検索キーワードに「特定建設作業」を入力し検索。「特定建設作業実施届出書」をクリックします。※届出済みの作業の実施期間の変更の場合は「特定建設作業の実施期間の変更」をクリック。



- ③ 「手続き説明」「利用規約」を確認の上、届出画面に進みます。画面の指示に従い、必要事項を入力、添付書類を登録して、「確認へ進む」をクリック→「申込む」をクリックして届出完了です※。PDF ファイルを出力するをクリックし、「電子届出内容確認書」をダウンロードします（期間変更の場合は届出様式をダウンロードできます。）。※登録メールアドレスに「申込完了通知メール」が届きます。

建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 **必須**

(例) 共同住宅 木造 3階建て 250平米

---

届出法令を選択してください。 **必須**

該当するものすべてにチェックを入れてください。  
ここでチェックを入れた法令について、次項以降の「作業の種類」についてチェックを入れてください。

騒音規制法  
 振動規制法  
 船橋市環境保全条例

特定建設作業の種類【騒音規制法】

届出法令の項目において、騒音規制法にチェックを入れた場合は、以下の作業の種類から該当するものを選びチェックを入れてください（複数選択可）。  
(注) 以下の作業のうち、6、7、8の作業について、低騒音型又は超低騒音型の重機を使用する場合は、騒音規制法ではなく、

電子届出内容確認書

届出日	#申込日時#
整理番号	#整理番号#

船橋市長あてに届け出られた特定建設作業の実施については、次のとおり確認しました。

郵便番号	建設工事の名称
住所	建設工事の名称
届出者 【個人事業主の場合】名称（屋号など） 法人名称（個人事業主の場合は、氏名） 【法人の場合】代表者役職 【法人の場合】代表者氏名	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
電話番号	届出法令
Email	特定建設作業の種類
建設工事の名称	次表のとおり
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	
届出法令	
特定建設作業の種類	

- ④ 届出の審査終了後に、登録メールアドレスに「受理通知メール」が届きます。作業開始前までに受理通知メールが届いていることを確認してください。「電子届出内容確認書」及び届出の添付書類は作業終了まで保存してください（データ、紙どちらでも可。）

注1：届出済みの特定建設作業について市に問い合わせをするときは、申込時に発行された「整理番号」と届出日をお申し出ください。整理番号は電子届出内容確認書右上に記載されています。

注2：届出書の内容に不備があった場合、市担当者から電話やメールで問い合わせをすることがあります。届出の修正指示があった場合は「申込内容照会」の項目から届出内容にアクセスし、早急に対応してください。